

# 大事なことを皆で考え決めるために<NO. 1>

大事なことは皆で決めよう会

～市民自治（「大事なことは皆で決めよう」）推進のために～<改訂版>

## 市民自治の基礎知識

### 目次

#### 1. はじめに P. 2

#### 2. 市民自治の位置づけ P. 2

#### 3. 市民自治を推進するもの<一覧> P. 2

- (1) 憲法の規定に基づく住民投票 (2) 解職請求 (3) 解散請求・解散投票 (4) 条例の制定改廃請求 (5) 条例制定による住民投票  
(6) 事務の監査請求 (7) 住民監査請求・住民訴訟 (8) 請願等 (請願書・陳情書・要望書・意見書提出) (9) 市民参画・協働

#### 4. 市民自治を推進するもの<解説>

##### 【1】憲法の規定に基づく住民投票（地方自治特別法の賛否投票） P. 2

##### 【2】解職請求・解職投票 P. 2

- (1) 地方団体の役員の解職請求  
(2) 自治体の長・地方議会議員の解職請求・解職投票

##### 【3】解散請求・解散投票 P. 3

##### 【4】条例の制定改廃請求 P. 3

##### 【5】条例制定による住民（市民）投票 P. 4

- (1) 個別型住民投票  
(2) 常設型住民（市民）投票

##### 【6】事務の監査請求 P. 5

##### 【7】住民監査請求・住民訴訟 P. 5

- (1) 住民監査請求  
(2) 住民訴訟

##### 【8】請願等 P. 6

- (1) 議会への請願  
(2) 行政への請願・意見

##### 【9】市民参画・協働 P. 7

- (1) 附属機関等への市民委員（公募委員）の登用  
(2) プロジェクト推進組織  
(3) パブリックコメント  
(4) タウンミーティング  
(5) 意見・提案制度、アンケート

#### 5. 情報公開（情報共有）

##### 【1】情報開示（情報公開請求） P. 8

##### 【2】議会公開 P. 9

#### 6. 法令・行政文書

##### 【1】法令 P. 9

##### 【2】生駒市の重要な行政文書 P. 9

- (1) 市民自治に係わる条例  
(2) 計画・大綱・ビジョン・プラン・プログラム  
(3) 統計・白書等  
(4) 指針・ガイドライン・基本方針  
(5) 報告書

#### 7. おわりに P. 11

#### <別紙>

1. <解職請求・解職投票の手引き>
2. 生駒市職員措置請求書
3. 異議申立書
4. 生駒市議会の仕組み・公開・運営

# 1. はじめに

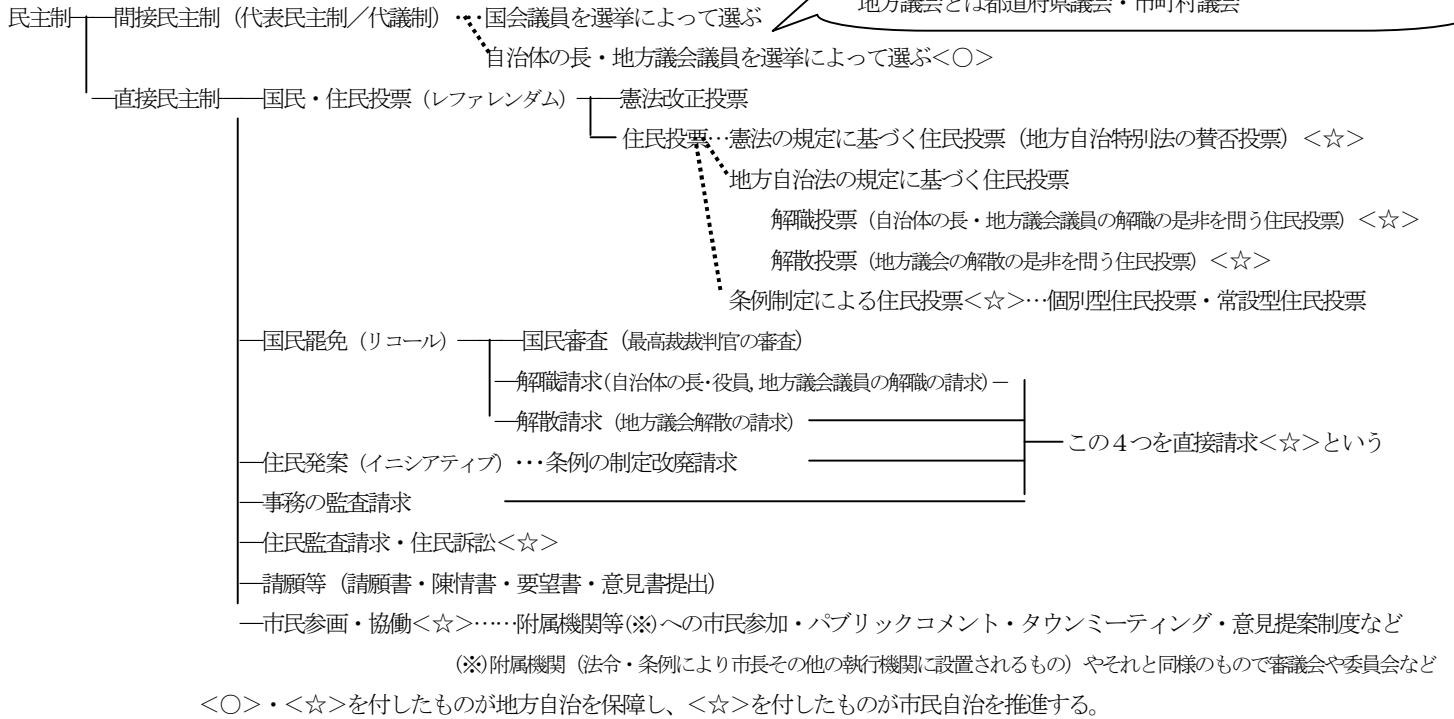
「大事なことは皆で決めよう」とは、市民（わたしたち）の暮らす地域の政治（環境・街づくり・福祉・教育・子育て・介護・文化・医療・食・産業などのあり方がどうあるべきか、それをどうすべきかを決め、実行すること）を他人（地方団体の長・職員、地方議会議員）まかせにするのではなく、それに市民（わたしたち）が積極的・主体的に関与していこうということです。これを「市民自治」または「住民自治」といいます（「市民」も「住民」も同じ意味です）。

09（H21）年8月の総選挙による政権交代で誕生した新政権は「新しい公共」（人を支えることや人の役に立つこと自体が喜びとなり生きがいともなる人々の力）を自立と共生を基本とする人間らしい社会の構築、地域の絆の再生、肥大化した「官」のスリム化につなげていくことを打ち出しました。これは「古い公共」<お上が市民（わたしたち）抜きで市民（わたしたち）のことを決めてきたこと、市民（わたしたち）は自分たちができることもお上にまかせてきたこと>を脱して市民自治を進めていこうというのと同一方向のものです。

国レベルでも地方レベルでも市民自治<市民（わたしたち）抜きで市民（わたしたち）のことを決めないで、市民（わたしたち）でできることは市民（わたしたち）でやる>を進めていこうというのが時代の流れです。

# 2. 市民自治の位置づけ

自治体とは都道府県・市町村、その長とは知事・市町村長  
地方議会とは都道府県議会・市町村議会



# 3. 市民自治を推進するもの<一覧>

…「地方自治は民主主義の学校」といわれるだけあって市民自治を推進するものはたくさんあります。

- 憲法の規定に基づく住民投票…地方自治特別法（ひとつの地方公共団体のみに適用される特別法）の賛否投票
- 解職請求（自治体の長・役員、地方議会議員の解職請求）・解職投票（自治体の長・地方議会議員の解職の是非を問う住民投票）
- 解散請求（地方議会の解散請求）・解散投票（地方議会の解散の是非を問う住民投票）
- 条例の制定改廃請求
- 条例制定による住民投票
- 事務の監査請求
- 住民監査請求・住民訴訟
- 請願等（請願書・陳情書・要望書・意見書提出）
- 市民参画・協働

**市民とは：**「生駒市自治基本条例」では<市内に居住する者並びに市内で働く者、学ぶ者、活動するもの及び事業を営むものをいう。>と記載されており、同条例の市の「解説」では<地方自治法上の「住民」（市内に住所を有する人で、外国人市民や法人も含みます。）のほか、市内に勤務している人や市内に通学している人、市内で市民活動や事業活動などを行っている個人や団体としています。>と記載されています。

# 4. 市民自治を推進するもの<解説>

## 【1】憲法の規定に基づく住民投票（地方自治特別法の賛否投票）

- 憲法第95条（一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。）に基づく住民投票。
- 過去に全国で19例ある。今まで住民投票を経た特別法はどれも自治体に財政的優遇措置を与えるものであったため、全て賛成多数によって成立している。奈良県では奈良国際文化観光都市建設法（国会議決：1950年7月20日 奈良市の住民投票：9月20日 賛成13089・反対7755で成立 公布：10月21日）の1例がある。

## 【2】解職請求（自治体の長・役員、地方議会議員の解職請求）・解職投票（自治体の長・地方議会議員の解職の是非を問う住民投票）

### （1）地方団体の役員の解職請求

- 選挙権を有する者は、その総数の3分の1（その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署で、その代表者から、自治体の長に対し、役員（副知事・助役、出納長・収入役、選挙管理委員、

監査委員、公安委員会の委員)の解職の請求をすることができます。(ただし、副知事・助役、出納長・収入役の解職の請求は、その就職の日から1年間および解職請求による議会の議決の日から1年間はすることができません。選挙管理委員、監査委員、公安委員会の委員の解職の請求は、その就職の日から6箇月間および解職請求による議会の議決の日から6箇月間はすることができません。)

②この請求があれば、当該自治体の長は、直ちに請求の要旨を公表し、議会に付議して、その結果を請求の代表者および関係者に通知し、公表しなければなりません。

③解職を請求された者は、自治体の議会の議員の3分の2以上の者が出席し、その4分の3以上の者の同意があったときは、その職を失います。

## (2) 自治体の長・地方議会議員の解職請求・解職投票 (自治体の長・地方議会議員の解職の是非を問う住民投票)

①選挙権を有する者は、その総数の3分の1(その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)以上の者の連署で、その代表者から、自治体の選挙管理委員会に対し、自治体の長・地方議会議員の解職の請求をすることができます。(ただし、長・議員の解職の請求は、その就職の日から一年間及び解職の投票の日から一年間はすることができません。)

②解職請求(リコール)・解職投票の手続きは、選挙により選ばれた公職にあるものの職を奪うのであるから関係法令(地方自治法・同施行令・同施行規則)による厳格な定めがあります……別紙 <解職請求・解職投票の手続き>参照

## 【3】解散請求(地方議会の解散請求)・解散投票(地方議会の解散の是非を問う住民投票)

①選挙権を有する者は、その総数の3分の1(その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)以上の者の連署で、その代表者から、自治体の選挙管理委員会に対し、地方議会の解散の請求をすることができます。(ただし、地方議会の解散の請求は、その議会の議員の一般選挙のあった日から一年間および解散の投票のあった日から一年間はすることができません。)

②解散請求・解散投票の手続きは、選挙により選ばれた議員よりなる議会の解散をするのであるから関係法令(地方自治法・同施行令・同施行規則)による厳格な定めがあります。それは、解職請求・解職投票の手続き(別紙 <解職請求・解職投票の手続き>参照)と同じですが、1部のみ次のように読み替え・置き換えてください

○「解職」→「解散」、「被解職請求者」→「議会」と読み替えてください

○ (12) 解職〔の是非を問う住民〕投票 (賛成・反対のいずれかの欄に被解職請求者の名前を記入) <本請求受理から60日以内>

賛成が過半数⇒被解職請求者は失職する 反対が過半数⇒被解職請求者は失職しない

↓置き換えてください

○ (12) 解散〔の是非を問う住民〕投票 (解散に賛成の人は賛成と書き、反対の人は反対と記入) <本請求受理から60日以内>

賛成が過半数⇒議会は解散する 反対が過半数⇒議会は解散しない

## 【4】条例の制定改廃請求

①選挙権を有する者は、その総数の50分の1以上の者の連署で、その代表者から、自治体の長に対し、条例(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く)の制定改廃の請求をすることができます。

②条例の制定改廃請求の手続きは、関係法令(地方自治法・同施行令・同施行規則)による定めがあります。それは、解職請求・解職投票の手続き(別紙 <解職請求・解職投票の手続き>参照)と同じですが、1部は次のように、読み替え・削除・置き換えてください。

### ■本請求まで

○「解職」→「条例の制定改廃」と読み替えてください。「被解職請求者」は削除してください。

○ (2) 請求代表者証明書の交付の申請

署名活動に必要な『解職請求代表者証明書』(略称「請求代表者証明書」)の交付を申請するため、市選挙管理委員会委員長に『解職請求代表者証明書交付申請書』を解職請求書を添えて提出⇒市選管は請求代表者の選挙人名簿登録の確認をする

↓置き換えてください

署名活動に必要な『条例の制定改廃請求代表者証明書』(略称「請求代表者証明書」)の交付を申請するため、市長に『条例の制定改廃請求代表者証明書交付申請書』を条例の制定改廃請求書を添えて提出⇒市長は市選管に対し、請求代表者が選挙人名簿に登録されている者か確認をする

○ (4) 署名簿を完成させ、受任者に配布

②『解職請求のための署名収集委任届出書』を市選管に提出

↓置き換えてください

②『条例の制定改廃請求のための署名収集委任届出書』を市長と市選管に提出

○ (10) 本請求 <署名簿の返付を受けた日の翌日から起算して5日以内(参考:都道府県にあつては10日以内)>

請求代表者が『解職請求署名収集証明書』を作成し、それを添えて解職請求書と署名簿を市選管委員長に提出

↓置き換えてください

請求代表者が『条例の制定改廃請求署名収集証明書』を作成し、それを添えて条例の制定改廃請求書と署名簿を市長に提出

■本請求以後

○ (11) 解職投票の準備

(12) 解職〔の是非を問う住民〕投票

↓置き替えてください

(11) 議会招集

地方団体の長は、本請求を受理した日の翌日から起算して20日以内に議会を招集し、意見書を添えて条例案を議会に付議

(12) 議会で審議

議会は審議し、条例案を議決（可決／否決／修正可決／継続審議）

【5】条例制定による住民（市民）投票

(1) 個別型住民投票

- ①選挙権を有する者は、その総数の50分の1以上の者の連署で、その代表者から、自治体の長に対し、「特定の案件に関する住民投票を実施する条例」の制定の請求をすることができます。このように、そのつど「特定の案件に関する住民投票を実施する条例」を制定して実施する住民投票を個別型住民投票といいます。
- ②この条例の制定請求の手続きは、他の条例の制定改廃請求のそれとまったく同じです。
- ③議会がこの条例案を可決すれば住民投票を実施できます。しかし、議会が否決すれば実施できません。

(2) 常設型住民（市民）投票

- ①個別型住民投票は議会が反対（住民投票を実施する条例案を否決）すれば住民投票を実施できませんが、常設型住民投票は選挙権を有する者が一定数の署名を集めれば必ず住民投票を実施できるというものです。
- ②あらかじめ「常設型住民投票の手続き等を定めた常設型住民投票条例」が議会の可決を得て制定されている必要がありますが、この条例が一度制定されれば、そのつど「特定の案件に関する住民投票を実施する条例」を制定しなくても住民投票を実施することができます。
- ③「生駒市自治基本条例」（H21.6制定 H22.4施行）は第44条・45条で常設型市民投票の制度を設けることができるとしています。常設型市民投票の制度は市民自治を大きく前進させます。

2010.1.31 毎 日 新 聞

住民投票法案策定へ

政府 条例制定の義務など

政府は、住民投票の  
結果を地方自治体の意  
思決定に反映させるた  
め、「住民投票法」案  
の策定作業に入った。  
早ければ次期臨時国会  
に法案を提出し、成立  
を目指す。住民投票は  
住民の意思表明手段と  
して活用されてきた  
が、投票結果が受け入  
れられないこともあつ  
た。鳩山由紀夫首相は  
施政方針演説で「今年  
を地域主権革命元年と  
する」と述べており、  
住民投票法制定で政権  
の姿勢を印象つける狙  
いもある。  
法案は、民主党が00

年に衆院に提出し廃案  
となつたものを基に検  
討を進めている。すべ  
ての地方自治体に住民  
投票条例の制定を義務  
付けるほか、人口に応  
じた一定の有権者の署  
名により、住民投票の  
実施を自治体に義務付  
けることなどを想定し  
ている。  
ただ、投票結果に法  
的拘束力を持たせるこ  
とには慎重な意見が強  
くなる見通し。一方、  
条例の制定・改廃につ  
いての住民投票は、議  
会の同意を得た場合、  
投票結果に拘束力を持

たせることも検討して  
いる。  
住民投票条例を巡っ  
ては、新潟県旧巻町で  
96年に条例に基づく全  
国初の住民投票が、原  
発建設計画の賛否をテ  
ーマに行われた。投票  
結果に法的拘束力はな  
かったが、反対が6割  
を超え計画は最終的に  
撤回された。その後、  
沖縄県が米軍基地の整  
理縮小などを問う住民  
投票を実施するなど、  
各地で住民投票がブー  
ムとなった。しかし、  
名護市で97年に実施さ  
れた海上ヘリポート建  
設を巡る住民投票で、  
反対が過半数を占めた  
にもかかわらず市長が  
受け入れを表明するな  
ど、結果が反映されな  
いことが続いた。ブー  
ムは一気に下火となっ  
た。  
【石川貴教】

生駒市自治基本条例

(市民投票)

第44条 市長は、市政にかかわる重要事項について、直接市民の意思を確認するため、市民投票の制度を設けることができる。

第45条 市民は、市長に対して市民投票を請求することができる。

2 議会及び市長は、市民投票を発議することができる。

3 市民投票の請求、発議、投票資格その他市民投票の実施に関し必要な事項は、別に定める。この場合において、議会及び市長は、投票資格者を定めるに当たっては、定住外国人及び未成年者の参加に十分配慮しなければならない。

4 市長は、市民投票を行うに当たっては、市民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならない。

④民主党政権は、常設型住民投票法案を策定したいとしていた（右の毎日新聞記事を参照ください）。

## 【6】事務の監査請求

①自治体の事務の執行の全般を対象に監査請求することができます。請求の期限はありません。

②事務の監査請求の手続きは、関係法令（地方自治法・同施行令・同施行規則）による定めがあります。それは、**別紙<解職請求・解職投票の手続き>**で記している「解職請求・解職投票の手続き」と基本的に同じですが、1部を次のように、読み替え・削除・置き換えてください。

### ■本請求まで

○「解職」→「事務の監査」と読み替えてください。「被解職請求者」は削除してください。

○ **(2) 請求代表者証明書の交付の申請**

署名活動に必要な『解職請求代表者証明書』（略称「請求代表者証明書」）の交付を申請するため、市選挙管理委員会委員長に『請求代表者証明書交付申請書』を解職請求書を添えて提出⇒市選管は請求代表者の選挙人名簿登録の確認をする

↓置き換えてください

署名活動に必要な『事務の監査請求代表者証明書』（略称「請求代表者証明書」）の交付を申請するため、市の監査委員に『事務の監査請求代表者証明書交付申請書』を事務の監査請求書を添えて提出⇒監査委員は市選管に対し、請求代表者が選挙人名簿に登録されている者か確認をする

○ **(4) 署名簿を完成させ、受任者に配布**

②『解職請求のための署名収集委任届出書』を市選管に提出

↓置き換えてください

②『事務の監査請求のための署名収集委任届出書』を市の監査委員と市選管に提出

○ **(10) 本請求<署名簿の返付を受けた日の翌日から起算して5日以内（参考：都道府県にあつては10日以内）>**

請求代表者が『解職請求署名収集証明書』を作成し、それを添えて解職請求書と署名簿を市選管委員長に提出

↓置き換えてください

請求代表者が『事務の監査請求署名収集証明書』を作成し、それを添えて事務の監査請求書と署名簿を市の監査委員に提出

### ■本請求以後

**(11) 解職投票の準備**

**(12) 解職〔の是非を問う住民〕投票**

↓置き換えてください

**(11) 監査**

監査委員は、本請求後、直ちに請求に係わる事項につき監査し、その結果を請求代表者に通知し、告示します。その結果に不服があつても、訴訟等で争うことはできません。

## 【7】住民監査請求・住民訴訟

### (1) 住民監査請求

①住民監査請求とは、生駒市に住所を有する個人・法人が監査委員に対し、長・委員会・委員・職員による生駒市の財務会計上の違法または不当な行為について監査を求め、必要な措置を講じるよう求める制度です。

②請求に当たっては、財務会計上の行為が特定できるように個別的・具体的に示し、財務会計上の行為又は怠る事実が違法又は不当であると主張する理由を明確に示す必要があります。また、違法または不当な行為のあった日又は終わった日から1年以上経過している場合には、正当な理由がない限り請求することはできません。その場合、請求に当たっては、請求書の中で正当な理由の存在を説明する必要があります。なお、住民監査請求は、市に財産的損害が発生している場合又は損害発生のおそれがある場合に行うことができることから、仮に法令違反のおそれがある行為であっても市に財産的損害が生じていない場合又は損害発生のおそれがない場合には請求を行うことができません。

### ③住民監査請求の方法

所定の書面である「生駒市職員措置請求書」（別紙 <生駒市職員措置請求書>参照）を作成し、市の監査委員に提出します。その際、違法又は不当とする行為の事実を証明する書面（行政文書開示請求により開示を受けた文書の写し、新聞記事の写しなど）を添付する必要があります。

④詳しくは、市のホームページの監査委員のページに載っている「住民監査請求の手引」で読むことができます。

### (2) 住民訴訟

①住民監査請求の結果に不服がある場合は訴訟を提起して争うことができます。これを住民訴訟といいます。

②住民訴訟を提起できる場合とその期間は次のとおりです。

- ・ 監査委員の監査結果に不服がある場合→監査結果の通知を受け取ってから30日以内。
- ・ 監査委員が監査を実施しなかった（請求が却下された）ことに不服がある場合→却下の通知を受け取ってから30日以内。
- ・ 監査委員の勧告に対して市長や職員などが講じた措置に不服がある場合→措置結果の通知を受け取ってから30日以内。
- ・ 監査委員の勧告を受けた市長や職員などが措置を講じない場合→措置期限の日から30日以内。
- ・ 請求の日から60日以内に監査結果の通知がない場合→60日を経過した日から30日以内

## 【8】請願等

(1) 議会への請願…意見や要望があればいつでも市議会に請願をすることができます（関係法令：憲法第16条・請願法）。請願法では請願は文書ですることになっています。

①生駒市も含めどこの地方団体でも、「紹介議員（最低1名）のある請願」を「請願」、「紹介議員のない請願」を「陳情」と呼んで区別し、取り扱いに差を設けています（生駒市では陳情書が要望書という名前で提出された場合は要望書という）。

○請願…議会は請願書を所管の委員会で審査し、本会議で審議・議決し、採択したものは、市長にその実現を要望したり、関係機関に意見書や要望書を提出したりし、提出者に通知します（採択しなかったものも市長その他関係機関および提出者に通知します）。日常的に市民生活に密着した内容の請願については、採択した場合、市長に対し処理の経過と結果の報告を求めます。この内容は市議会ホームページで公開されます。

○陳情…陳情書（要望書）の原本は議長が預かり、各議員にその写しが配布され、本会議で表題のみ報告（表題一覧表が配布）されます（郵送で受理したものは写しが議員に配布されません）。

②請願書・陳情書（要望書）は、随時議会事務局が受け付けていますが、次の議会において審査・報告の対象となるには、締切日（議会招集告示日に開催される議案等説明会の前日の午後5時）があります。議案等説明会の開催日は、市議会ホームページで確認するか議会事務局までお問い合わせ下さい。

請願書の書式例（生駒市議会事務局例示）	
<表紙>	<次葉>
〇〇に関する請願書	平成〇年〇月〇日 生駒市議会議長殿 請願者 住所 氏名 印
紹介議員氏名 印	〇〇に関する請願書について 1 要旨 何々であるので何々してください。 2 理由

## (2) 行政への請願・意見

①行政への要望があれば請願（要望）することができます。

○これは関係法令（憲法第16条・請願法）に基づいたものですから、要望を受け入れるか否かにかかわらず行政は受け取りを拒むことはできません。請願法では「（請願は）請願者の氏名及び住所を記載し、文書でこれをしなければならぬ」となっているので請願（要望）は「要望書（通常、請願書でなく要望書という表題にする）」を提出するかたちをとります。行政への要望はその事案を担当する市役所の各課にします。「要望書（請願書）」に決まった様式はありません（最低限、氏名・住所・要望内容があればOKです）。

○行政への要望・意見・提案・相談は、生駒市の場合は口頭でもできます。ただし、その場合は、要望・意見・提案・相談は「**法令遵守推進条例**」で定められた「**法令遵守推進制度（コンプライアンス）**」(※)に基づいて公正に処理されます（いわゆる「口きき」は防止されます）。

(※) 市民からの様々な意見や要望などを積極的に受け止め、市政運営に活かすとともに、公正な職務執行を確保するために、職員が口頭で受けた要望などを記録に残し、その概要等を公表する制度（意見者・要望者が個人の場合は氏名は公表しません）。07(H19)年11月施行。運用状況（公表された意見・要望）は市のホームページの監査委員のページの生駒市法令遵守推進条例のページに記載。

②次の場合などは「意見書」の提出ができることを当該事案の関係法令で定められています。

- 都市計画（市街化区域・市街化調整区域の区分/用途地域/地区計画/土地区画整理事業/市街地再開発事業など）の決定・変更
- 大規模公共事業等に伴う環境影響評価の実施

## 【9】市民参画・協働

### (1) 附属機関等(※)への市民委員(公募委員)の登用

(※) 附属機関等(審議会等)：附属機関(市の事務について必要な調停・審査・審議・調査等を行うため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、市長、教育委員会等の行政委員会、監査委員という執行機関に設置されたもの)とこれと同様の性質をもつもの。詳細は市のホームページの企画政策課のページの行政改革のページの審議会等のページに記載(このページにはトップページの「審議会等」からも入れます)。

① 附属機関……現在(12.2)全部で34ありますが、公募委員が登用されているのは次の8つです。( )内は担当課。

- 生駒市特別職報酬等審議会(職員課)
- 生駒市総合計画審議会(企画政策課)
- 生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会(総務課)
- 生駒市人権施策審議会(人権施策課)
- 生駒市保育所運営委員会(児童福祉課)
- 生駒市病院事業推進委員会(病院建設課)
- 生駒市消費生活審議会(生活安全課)
- 生駒市男女共同参画審議会(人権施策課)

② その他の機関……現在(12.2)全部で31ありますが、公募委員(市民委員)が登用されているのは次の12です。( )内は担当課。

- 生駒市市民自治推進会議(市民活動推進課)
- 生駒市総合計画推進市民委員会(企画政策課)
- 生駒市行政改革推進委員会(企画政策課)
- 生駒市ハートフルプラン委員会(福祉支援課)
- 生駒市環境審議会ごみ減量化専門部会
- ごみ有料化等検討委員会(環境事業課)
- 生駒市市民アクションプラン検討委員会(都市計画課)
- 生駒市空き家・空き地対策検討委員会(建築課)
- 生駒市緑の市民委員会(みどり推進課)
- 生駒市景観形成基本計画策定委員会(みどり景観課)
- 子どもたちの確かな学力育成のための検討委員会(教育総務課)
- 生駒市外国人住民教育推進懇話会(人権教育課)

\*公募委員(市民委員)が登用されていたもののうち審議を終えたもの

- ・生駒市学校給食検討委員会(学校給食センター)
- ・仮称「生駒市まちをきれいにする条例」検討委員会(環境政策課)・生駒市
- ・都市計画マスタープラン及び景観計画策定委員会(都市計画課)

③ ①・②は市の執行機関に設置されますが、市の執行機関とは独立的に設置されるものの公募委員が登用されるものとして次のものがあります。

- 生駒市地域公共交通活性化協議会(企画政策課)

④ 「附属機関等の委員の公募に関する基準」(H20.4 施行)では公募の基準を次のように定めています。

附属機関等を新たに新設し、又は附属機関等の委員を改選するに当たっては、委員の一部を公募のより選任するものとする。ただし、次のいずれかに該当する附属機関等については、この限りでない。(1) 委員の資格が法令等により制限されている附属機関等(2) 委員に対し特に専門的な知識・技能等を要求される附属機関等(3) 行政処分・不服審査等に関する事項を取り扱う附属機関等(4) 前3号に掲げるもののほか、附属機関等の設置目的、所掌事項等に照らして委員の公募が適当でないと思われる附属機関等

⑤ 附属機関等は傍聴でき、会議録も公開されています。開催日時は市のホームページの企画政策課の行政改革のページの審議会等のページに記載。会議録は各担当課のページに記載。

### (2) プロジェクト推進組織…10(H22)年4月現在、次のものがあります。

- 環境基本計画推進会議(ECO-net エコネット) <09(H21)年10月発足/担当課：環境政策課>  
「環境基本計画」を具体的に推進します。年齢を問わず参加できます(入会金1000円要)。
- 生駒市環境地域協議会「ECOMA(エコマ)」 <07(H19)年3月発足/担当課：環境管理課>  
地球温暖化防止等の環境保全活動を地域ぐるみで行う。団体加盟

### (3) パブリックコメント <統括は企画政策課、実施はそのテーマの担当課>

① パブリックコメントとは、市民の生活にとって重要である政策等を策定する際に、その内容を案の段階で公表し、市民の意見を求め、意見を受けて修正した結果等を公表する一連の手続きをいいます。関係条例：「生駒市パブリックコメント手続き条例(H19.12 制定 H20.4 施行)」

② 生駒市では12(H24)年2月現在、14テーマが実施済み、実施中にはありません。

案件(テーマ)・案の公表日・意見募集期間・案の内容・意見の概要・意見に対する市の考え方・意見を踏まえた最終案は、市のホームページの企画

#### (4) タウンミーティング <担当：市民活動推進課>

- ①タウンミーティングは、市長が市を取り巻く社会状況や市の施策等を説明するとともに、市民の意見や提案を聴き、市民と情報を共有することによって、今後の施策に反映していこうとするものです。
- ②06(18)年度は5回、07(19)年度は5回、08(20)年度は8回、09(21)年度は6回、10(22)年度は4回、11(23)年度は4回開催されました。  
テーマ・開催日・開催場所・参加人数・内容は、市のホームページの市民活動推進課のページのタウンミーティングのページに記載。

#### (5) 意見・提案制度、アンケート…生駒市では次のような市民が意見・提案を具申できる制度、アンケート制度が設けられています。< >は担当課

- ①市民意見箱「ききみみポスト」(文書による意見・提案) <広報公聴課>
  - 意見箱は市内38カ所に設置されています(場所は市のホームページの広報公聴課のページに記載)。
  - 毎月1日と15日に回収されます。希望すれば市から回答が来ます。提案のうち、広く市民に周知すべき内容については、個人情報を除いて定期的に広報紙で公表されます。
- ②市長へのメール(電子メールによる市長への意見・提案) <市長・情報政策課>
  - 市のホームページのWeb 市長室のページから送れます。回答が来ます。
- ③各課への意見・問い合わせ(電子メール・電話・手紙による) <各担当課>
- ④オープンハウス <そのテーマの担当課>
  - 一定期間、だれもが自由に来場できる場所に資料や意見箱を設置し、来場者に広く意見・要望を求める手法
  - 10(H22)年2月の4日間、生駒駅前第二地区再開発について、生駒駅前アントレ広場で地域整備課により実施されました。
- ⑤ワークショップ <そのテーマの担当課>
  - 希望者が専門家の助言を得ながら自主的な活動方式で参加・体験し、相互作用の中で課題について学びあったり、創り出したりする研究会のこと
  - 生駒駅前第二地区再開発に係る広場等の修景ワークショップが、09(H21)年10月～翌年3月に月1回程度、参加希望者から選考された約20人で地域整備課により実施されました。
- ⑥市民満足度調査(市民意識調査) <企画政策課>
  - 18歳以上の市民(無作為抽出/3000人)にアンケート 総合計画の基本計画の策定・進行管理に資するために実施されます。
  - 06(H18)年度の実施分(「まちづくりに関するアンケート調査」といった)は第5次総合計画の前期基本計画策定に資され、10(H22)年9月には同基本計画の進行管理に資するために実施され、「定住意向」「総合的な住みやすさの満足度」「生駒市のサービスの満足度」などをはじめ、市政への関心度、望まれる本市の将来像、本市の総合計画に示す目指す姿の進捗度など計13の質問がされました。
  - 調査結果は公表されます。06(H18)年度実施のまちづくりに関するアンケート調査の結果は、市のホームページの企画政策課のページに記載。
- ⑦たけまるモニター(愛称:たけモニ) <広報公聴課>
  - 市政に関するアンケートに、携帯電話かパソコンの電子メールを利用して回答するアンケートシステム
  - 事前登録制(18歳以上の市内在住者か市内へ通勤・通学する人) 12(H24)年2月現在、729人が登録、  
市のホームページの広報公聴課のページから登録(携帯電話はQRコードで、パソコンは登録フォームで)
  - 12(H22)年2月現在、25件が実施済み。アンケート結果は公表されます(市のホームページの広報公聴課のページに記載)。
- ⑧対象者限定のアンケート <各担当課>
  - 06(H18)年4月～6月に妊娠届出者を対象とするマタニティマークに関するアンケートが健康課により実施されました。

#### (6) 市民活動推進・支援の制度 <詳細は、市のホームページの市民活動推進課のページに記載>

- ①生駒市民が選択する市民活動団体支援制度:、市民活動団体の財政的支援の拡充を図るとともに、市民活動団体が提案する事業に対して、市民が支援したい事業を選択することで、市民活動への理解や関心を高め、より多くの市民参画とより積極的かつ継続的な市民活動を促進するもの。
- ②市民活動推進センターらレポート: 広く NPO・団体等(市民の立場で公益的な活動を行う組織/ボランティア団体も含む)の活動に関する情報提供・相談、講座の開催等を通じて、生駒市における市民公益活動の促進をめざす。

### 5. 情報公開(情報共有)…市民自治推進の前提となるのが、情報公開(行政・議会・市民の情報共有)です。

#### 【1】情報開示(情報公開請求)の手続き…関係条例:「生駒市情報公開条例(H20.9制定 H21.4施行)」

- (1)「行政文書開示請求書」(注)を情報公開総合窓口(市役所3階総務課)に提出します。なお、情報公開総合窓口では、請求者が知りたい情報についての相談や、実施機関・担当課の確認などを行っています。  
(注)市のホームページのトップページから入る申請書ダウンロードのページでプリントアウトできます。
- (2)開示をするかどうかの決定は、請求された日から数えて15日以内に行われ(やむを得ない理由のあるときは、30日を限度として延長されることがあります)、書面でその内容を請求された方に通知されます(対象となる行政文書が著しく大量等の場合、別の期限を定めて開示されることがあります)。開示をする決定があったときは、実施機関があらかじめ指定した日時・場所で、その行政文書の閲覧や視聴又は写しの交付を受けることができます。原則として開示等の手数料は無料ですが、営利や業務上の目的による開示請求は、有料となります(1行政文書について100円の手数料)。また、写しの交付を希望するときは、その作成費用として、白黒1枚10円、カラー1枚50円等の負担と写し



の郵送を希望する場合はその郵送費用も負担します。

(3) 不開示などの決定に不服があるときは、行政不服審査法による不服申立て(※)ができます。不服申立てがあった場合、実施機関は、第三者で構成された合議制の附属機関の「生駒市情報公開及び個人情報保護審査会」に諮り、その答申を尊重して、裁決・決定を行います。

(※) 所定の書面である「異議申立書」(別紙 <異議申立書>参照)を作成し、実施機関(処分庁)に提出します。

(4) 行政文書は開示が原則ですが、その例外として次の情報が記載されているものは開示がされない場合があります。

△個人が識別される情報 △法人等の正当な利益を害する情報 △公共の安全等に関する情報 △審議・検討又は協議に関する情報 △事務又は事業に関する情報 △法令等の規定により不開示とされている情報

**【2】議会公開・情報共有で大切なのが議会公開(傍聴・会議録開示など)です。**

「生駒市議会の仕組み」<議会の動き(情報)を把握するためにはその仕組みを知っておく必要があります>・「議会公開」・「議会はどのように運営されるか」(傍聴し、会議録読む場合の留意点)について、別紙<生駒市議会の仕組み・公開・運営>を参照してください。

**6. 法令・行政文書** 市民自治を推進するには各種の法令や行政文書を知り、それらの中の必要なものに依拠する必要もあります。

### 【1】法令

#### (1) 国の法令

法令データ提供システム (<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>)・法なび法令検索 (<http://hourei.hounavi.jp/>)・日本法令検索 (<http://hourei.ndl.go.jp/SearchSys/>) などのホームページで読むことができます。

#### (2) 奈良県の条例・規則・規程・告示・訓令・指令・定款等

奈良県のホームページのトップページから入る県政情報「条例・規則」のページ(例規集のページ)で読むことができます。

#### (3) 生駒市の条例・規則・規程・告示・訓令・指令・定款・憲章

市のホームページのトップページから入る「例規検索システム」のページ(生駒市例規集のページ)で読むことができます。

**【2】生駒市の重要な行政文書** ( )…その文書が読める市のホームページのページ

< >…期間/策定を義務づけている、あるいは根拠となる法令等(『 』は引用者が付しました)

#### (1) 市民自治に係わる条例

\*「生駒市自治基本条例<09(H21).6 制定/10(H22).4 施行> (〈解説付〉は市民活動推進課の生駒市自治基本条例のページに)

#### (2) 計画・大綱・ビジョン・プラン・プログラム

①「第4次総合計画<01(H13).12> (企画政策課の生駒市第4次総合計画のページ) <10年/地方自治法>

「第5次総合計画<10(H22).3>」 (企画政策課の生駒市第5次総合計画の策定についてのページ)

<09(H21)~18(H30)年度の10年/地方自治法第2条「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における『総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想』を定め、これに即して行うようにしなければならない。』>

②「病院事業計画<09(H21).11>」 (病院建設課の市立病院計画のページ) <無期間>

③「景観計画<11(H23).4>」 (みどり景観課の景観計画のページ) <無期間/景観法>

④「環境基本計画<09(H21).3>」 (環境政策課の環境基本計画のページ)

<09(H21)~30(H18)年度の10年/生駒市環境基本条例(H11.3)第8条「市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、生駒市環境基本計画を定めなければならない。』>

⑤「緑の基本計画<04(H16.9)>」 (みどり推進課の生駒市緑の基本計画のページ)

<20年/都市緑地法(H16.6)第4条「市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の『緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画』を定めることができる。』>

⑥「人権施策に関する基本計画<05(H17.12)>」 (人権施策課の生駒市人権施策に関する基本計画のページ) <無期間>

⑦「都市計画マスタープラン<11(H23.3)>」 (都市計画課の生駒市都市計画マスタープランのページ)

<目標年次は20(H32)年/都市計画法第18条の2「市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の『都市計画に関する基本的な方針』を定めるものとする。』>

⑧「市民アクションプラン(市民の[都市計画]マスタープラン) <市民アクションプラン検討委員会が策定中>

⑨「国民保護計画<07(H19.1)>」 (危機管理課の防災のページの国民保護のページ)

<無期間/国民保護法(H16.6)第35条「市町村長は、都道府県の国民の保護に関する計画に基づき、国民の保護に関する計画を作成しなければならない。』>

⑩「男女共同参画行動計画」 <05(H17).6> (人権施策課所管の男女共同参画プラザのページ) <10年>

- ⑪ 「定員適正化計画<07(H19.3)>」 (職員課の定員適正化計画のページ) <4年/生駒市行政改革大綱(アクションプラン)>
- ⑫ 「行政改革大綱<07(H19.3)>」(市の行政改革のあり方を示す指針)・「アクションプラン」(行政改革大綱に基づく具体的な取り組み内容) (企画政策課の行政改革のページの生駒市行政改革大綱・アクションプランのページ)  
 <5年 「前期アクションプラン」は07(H19)~09(H21)年度の3年 「後期アクションプラン」は10(H22)~11(H23)年度の2年>
- ⑬ 「ごみ半減プラン<11(H23.5)>」 (環境事業課のごみ半減プラン一般廃棄物(ごみ)処理基本計画のページ) <10年>
- ⑭ 「中期財政計画<09(H21.11)>」 (財政課のページ) <11(H23)年度から13(H25)年度までの5年>
- ⑮ 「財政健全化計画<07(H19.11)>」 (財政課のページ) <07(H19)年度から11(H23)年度までの5年>
- ⑯ 「公営企業経営健全化計画(水道事業経営財政健全化計画・下水道事業経営財政健全化計画)」 (財政課のページ) <07(H19)年度から11(H23)年度までの5年>
- ⑰ 「地域防災計画<00(H12.1)>」 (危機管理課の防災のページ) <無期間/災害対策基本法・国の防災基本計画・県地域防災計画>
- ⑱ 「地震防災対策アクションプログラム<08(H20).6>」 (危機管理課の防災のページ) <無期間>
- ⑲ 「子ども読書活動推進計画<05(H17).3>」 (図書館の子ども読書活動推進計画実践会議のページ) <無期間>
- ⑳ 「スポーツ振興基本計画<11(H23.3)>」 (スポーツ振興課のページ) <10年/スポーツに関する市民意識調査>
- ㉑ 「食育推進計画<08(H20.3)>」 (健康課の食育ページ) <5年>
- ㉒ 「健康いきま21(計画)<03(H15.3)>」(健康課の健康いきま21のページ) <10年>
- ㉓ 「耐震改修促進計画<08(H20.3)>」 (建築課のページ) <8年/地域防災計画>
- ㉔ 「地域公共交通総合連携計画<11(H23.3)>」 (企画政策課の地域公共交通活性化協議会のページ) <10年>
- ㉕ 「水道ビジョン<10(H22.5)>」 (水道局の経営方針のページ) <10年>
- ㉖ 「効率的な汚水処理施設整備基本計画<11(H23.3)>」 (下水道推進課の効率的な汚水処理施設整備基本計画のページ) <20年/国交省・関連府県・県・生駒市の7つの各種計画>
- ㉗ 「ハートフルプラン<09(H21.3)>」 (福祉支援課のハートフルプランのページ) <09(H21)~11(H23)年度の3年>…次の5つからなる  
 「高齢者保健福祉計画<09(H21.3)>」<09(H21)~11(H23)年度の3年/老人福祉法第20条の8「市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即して、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業(以下「老人福祉事業」という。)の供給体制の確保に関する計画(以下「市町村老人福祉計画」という。)を定めるものとする。」>  
 「介護保険事業計画<09(H21.3)>」<09(H21)~11(H23)年度の3年/介護保険法第117条「市町村は、基本指針に即して、3年ごとに、5年を1期とする当該市町村が行う『介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画』を定めるものとする。」>  
 「障がい者福祉計画<09(H21.3)>」<09(H21)~11(H23)年度の3年/障害者基本法第9条「市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、かつ、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における『障害者のための施策に関する基本的な計画』を策定しなければならない。・障害者自立支援法第88条「市町村は、基本指針に即して、『障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画』を定めるものとする。」>  
 「次世代育成支援行動計画<10(H22.3)>」<10年 「次世代育成支援前期行動計画」は05(H17)~09(H21)年度の5年 「次世代育成支援後期行動計画」は10(H22)~14(H26)年度の5年/次世代育成支援対策推進法第8条「市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、『地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画』を策定するものとする。」>  
 「地域福祉計画<11(H23.3)>」<6(H18)年度から概ね5年/社会福祉法第107条「市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、『地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項(1. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項 2. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項 3. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項)』を一体的に定める計画』を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。」>

### (3) 統計・白書等

- ① 「生駒市の統計情報<毎年>」 (市のHPのトップページから入れる「統計」のページ)
- ② 「生駒市の事業と予算<毎年>」 (企画政策課のページ)
- ③ 「生駒市の環境(環境白書)<毎年>」 (環境政策課の環境白書・各種パンフレットのページ)  
 <生駒市環境基本条例第9条「市長は、毎年、市の環境の状況、環境基本計画により実施された環境の保全及び創造に関する施策の状況等を公表するものとする。」>
- ④ 「かんきょういきま<毎年>」 (環境政策課の環境白書・各種パンフレットのページ)

### (4) 指針・ガイドライン・基本方針

- ① 「附属機関等の設置及び運営に関する指針<10(H22.1)施行>」 (企画政策課の行政改革のページの審議会等のページ)
- ② 「学研高山地区環境保全対策基本指針」 (環境政策課の学研高山地区環境保全対策委員会のページ)

- ③ 「生駒市立学校・幼稚園における個人情報保護ガイドライン<06(H17.9)>」 (教育総務課の生駒市立学校・幼稚園における個人情報保護ガイドラインのページ) <個人情報保護法(H15.5)・個人情報保護条例(H10.3)等の趣旨に則り作成>
- ④ 「生涯学習推進基本方針<08(H19).3>」 (生涯学習課の生涯学習のページ) <無期間>
- ⑤ 「国際化基本指針<08(H19).3>」 (人権施策課のページ)

#### (5) 報告書

- ① 「まちづくりに関するアンケート調査結果報告書<08(H19).2>」 (企画政策課のまちづくりに関するアンケート調査結果のページ)
- ② 「情報公開制度 運用状況概要／運用状況詳細」(総務課の情報公開のページ) <毎年／情報公開条例>

(\*) 以上のものやその他の市政に関する各種資料や刊行物は、市役所3階の市政情報コーナーで読むことやコピー(白黒1枚10円)することができます。また、鹿ノ台地区公民館・北コミセン・図書会館・中央公民館・コミセン(生駒セイセイビル内)・南コミセンで読むことができます。(「生駒市の事業と予算」は配布もされています。)

## 7. おわりに

前掲の毎日新聞にもあるように、地域のことは地域の住民で決めようという地域主権革命を標榜する現政権が常設型住民投票法案の策定に入ったのと軌を一にして2010(H22)年4月より「生駒市自治基本条例」が施行されました。全国の自治体でも続々と「自治基本条例」が制定されています。それに生かしながら全国的にも生駒市でも市民自治を大きく前進させてきたいものです。

(了)

## 解職請求・解職投票の手続き

(注1) 以下の文は市長・市議会議員の解職請求・解職投票について記しています。知事・県議会議員の解職請求・解職投票の場合は「市選管」を「県選管」と読み替えてください。

(注2) 以下の文中の『解職請求書』・『解職請求者署名簿』・『解職請求代表者証明書』・『解職請求署名収集委任状』・『解職請求のための署名収集委任届出書』・『解職請求署名についての異議申出書』・『解職請求署名審査録』・『解職請求署名収集証明書』はすべて、その様式が地方自治法施行令第( )条に基づく地方自治法施行規則第( )条の別記で定められています。

### (1) 準備

- ①直接請求をおこなう市民組織の結成
- ②解職請求代表者(略称「**請求代表者**」)〈※〉を決める 〈※〉代表して解職請求をする人(直接請求の発起人かつ総括的な主宰者)
- ③『**解職請求書**』(※)の作成、『**解職請求者署名簿**』(略称「**署名簿**」)の作成(後述の請求代表者証明書の写しを記載するまで完成しない)  
(※)解職請求の要旨(句読点を入れずに1000字以内)を記載し、請求代表者の住所・職業・氏名(自署)を記入し押印したもの
- ④署名収集受任者(略称「**受任者**」)〈※〉を募る 〈※〉請求代表者から署名収集の委任を受けて署名を集める人/署名収集が終了するまで募集可

### (2) 請求代表者証明書の交付の申請

署名活動に必要な『解職請求代表者証明書』(略称「**請求代表者証明書**」)の交付を申請するため、市選挙管理委員会委員長に『解職請求代表者証明書交付申請書』(様式の定めなし/請求代表者の住所・職業・氏名を記入、押印)を解職請求書を添えて提出⇒市選管は請求代表者の選挙人名簿登録の確認をする

### (3) 請求代表者証明書の交付・その旨の告示、解職請求書の返付

### (4) 署名簿を完成させ、受任者に配布

- ①署名簿の条件
  - ア) 適当に(受任者の数に)分冊することができるが、すべての分冊の表紙に、請求内容を明記(「〇〇〇解職請求者署名簿」と表示)し、各分冊に一連番号(第〇号)を付ける
  - イ) すべての分冊の表紙の次に、解職請求書の写しと請求代表者証明書の写しを掲載する
  - ウ) 署名簿は受任者用と請求代表者用の2種類あるが、前者には受任者の『解職請求署名収集委任状』(略称「**署名収集委任状**」)(※)の原本を掲載する (※)すべての請求代表者の氏名(自署でなくともよい)・押印が必要
  - エ) 次の7つの欄が必要
    1. 選管が有効・無効の押印をする欄
    2. 番号(あらかじめ印刷しておく)
    3. 署名月日(署名した日を書いてもらう/署名運動期間内の署名かどうかを選管が判断するためのもの)
    4. 氏名
    5. 住所
    5. 生年月日
    6. 押印欄
    7. 代筆者欄

\*番号・署名月日・住所・生年月日は、署名にとっては本質的なものとは考えられず、署名者自身による記入が必要とはされていない(署名月日・住所・生年月日は、署名者の家族や受任者が記してもよい)
- ②『解職請求のための署名収集委任届出書』(略称「**委任届出書**」)/受任者名簿のこと/受任者氏名・委任年月日記載)を市選管に提出

### (5) 署名収集

<署名収集の条件>

- ①署名収集期間は、請求代表者証明書の交付の告示日の翌日から起算して1ヶ月以内(参考:都道府県にあつては2ヶ月以内)。
- ②請求代表者か受任者が行う(それ以外の第三者の人が収集することはできない)

③対面(個々面接)で当該自治体の有権者に直接署名と押印(拇印でも可)は必ずしていただく必要がある

ア) 署名簿を回覧して収集することや郵便で依頼することなどはできない

イ) 代筆は、手や目の不自由な方や文盲の方などのみに許される/その場合、同居の家族の方などに代筆してもらう(代筆者は請求代表者・受任者以外の当該自治体の有権者でなければならない)/代筆者には、代筆者欄にその人の住所・生年月日・氏名の記入と押印をしていただく

ウ) 受任者になれない人(当該自治体の有権者でない人など)でも、受任者と一緒であれば戸別訪問や街頭で署名を収集することができる

エ) 署名運動(署名収集)は公選法の規制が適用されないが、署名運動時に投票運動(解職投票で賛成の投票依頼をすること)をすると公選法違反となる

④署名簿各分冊において署名はとばさず連続して記入したものでなければならない/ただし、各分冊の署名欄の後半部分は空欄になってもよい

**(6) 署名収集終了** 署名簿を『解職請求者署名簿署名証明申請書』(様式の定めはない)を付して市選管に提出<署名収集期間満了の日の翌日から起算して5日以内(参考:都道府県にあっては10日以内)>

**(7) 市選管は署名簿の審査・証明、署名数の告示・掲示**<これらを署名簿の提出後20日以内に終了>

形式的な審査(署名数が有権者の3分の1以上あるかどうか、署名簿様式の瑕疵、添付書類の瑕疵、受任者の資格)、実質的な審査(個々の署名について自筆であるか否かなど)を行って証明を行ない(証明は、署名簿の有効・無効欄に有効・無効の押印をすることによる<別紙7>)、それが終了したのちに、署名・押印した者の総数と有効署名数を告示・掲示する

**(8) 市選管による署名簿の縦覧**(告示して閲覧に供す)<署名簿の証明終了日の翌日から7日間(休日も含む)>

①選挙人名簿全員が閲覧できる

②関係人(請求代表者・受任者・被解職請求者・署名者)は署名や市選管の審査をチェックし、不審な点があれば市選管に『解職請求署名についての異議申出書』(様式の定めあり)を提出して異議の申し出をする

⇒市選管は異議の申し出の日から14日以内にそれについての決定を行ない(その旨を告示)、署名簿の審査や異議の申し出についての決定を記録した『条例制定請求署名審査録』(縦覧はされないが、閲覧は可能)を作成する/市選管は、すべての異議の申し出についての決定を有効署名数を確定して審査を終了(その旨を告示)、(9)へ

**(9) 有効署名数の証明・署名簿の返付**

市選管は有効署名数を証明し(署名簿の末尾に署名・押印した者の総数・有効署名数・無効署名数を記載することによる)、署名簿を請求代表者に返付し(このとき、請求代表者は『受領書』(※)を選管に提出)、同時に、異議の申し出についての決定の旨と有効署名数を告示

(※) 様式の定めはない/受領日時・受領署名簿数を記載し、請求代表者の氏名を記入し押印したもの

**(10) 本請求**<署名簿の返付を受けた日の翌日から起算して5日以内(参考:都道府県にあっては10日以内)>

請求代表者が『解職請求署名収集証明書』を作成し、それを添えて解職請求書と署名簿を市選管委員長に提出

**(11) 解職投票の準備**

市選管は本請求を受理し、このことを請求代表者に通知し、請求代表者の住所・氏名と請求の要旨を告示・公表/その告示の日または市選管が『弁明書』の提出を求める(徴取する)通告の日の翌日から起算して20日以内に被解職請求者は弁明書を市選管に提出/市選管は投票日前20日以上前に、解職投票を告示(投票期日、解職請求者の解職請求の要旨・被解職請求者の弁明の要旨を投票場周辺に掲示)

**(12) 解職【の是非を問う住民】投票**(賛成・反対のいずれかの欄に被解職請求者の名前を記入)<本請求受理から60日以内>

賛成が過半数⇒被解職請求者は失職する 反対が過半数⇒被解職請求者は失職しない

(以上)

生駒市職員措置請求書

生駒市長〔〇〇委員会もしくは委員又は職員〕に対する措置請求の要旨  
(↑請求の対象とする執行機関・職員)

1. 請求の要旨

※次の事項について記載してください。

- ・誰が(請求の対象職員)
- ・いつ、どのような財務会計上の行為を行っているのか又は怠る事実があるのか。
- ・その行為又は怠る事実は、どのような理由で違法・不当なのか。
- ・その結果どのような損害が生駒市に生じているのか又は生じるのか。
- ・誰がどのような措置を講ずることを請求するのか。
- ・財務会計上の行為から1年経過後に請求する場合はその理由

2. 請求者

住 所

職 業

氏 名(必ず自署してください) 印

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、  
必要な措置を請求します。

年 月 日

生駒市監査委員 あて

(注)縦書きでも差し支えありません。

<別紙3>

異議申立書

年 月 日

(実施機関=処分庁) 様

異議申立人

⑩

下記のとおり異議申立てをします。

記

1 異議申立人の住所、氏名、年齢

(住 所) (氏 名) (年 齢)

2 異議申立てに係る処分

(実施機関=処分庁) が 年 月 日付けで異議申立人に対して行った非公開 (部分公開) 決定処分

3 異議申立てに係る処分があったことを知った年月日

年 月 日

4 異議申立ての趣旨

異議申立てに係る処分 (のうち を非公開とした部分) を取り消し、公開するとの決定を求める。

5 異議申立ての理由

<例文>市民の知る権利を尊重し、実施機関の保有する情報の一層の公開を図ることは生駒市情報公開条例第1条に明文化されており、今回非公開としたものについて、個人の職・氏名はともかく、内容等事実関係に係る部分は、公文書公開の原則から当然公開すべきであり、公開しないこととした根拠規定・理由はあたらない。

(長文になる場合は、「別紙に記す」と明記して、別紙に記す。)

6 処分庁の教示

「この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に に対して異議申立てをすることができます。」との教示があった。

## 生駒市議会の仕組み・公開・運営

【1】生駒市議会の仕組み (※) …議会の動き (情報) を把握するためにはその仕組みを知っておく必要があります。

(※) 議会の仕組み・運営は、「地方自治法」および議会が定めた6つの「条例」・6つの「規則」・2つの「規程」に基づいています。それらに規定されないことは議会が作成している『生駒市議会先例集』・『生駒市議会申合せ事項』に基づいています。

### (1) 会議

①本会議…全議員 (定数24人) により構成され、議案 (※1) などを審議 (説明を聞き質疑討論調査をし結論を出すこと) して最終意思の決定 (議決) を行う (※2) ほか、広く市政について執行機関 (※3) に質問を行う (※4) 会議です。

(※1) 市長が提出する「市長議案」と議員が提出する「議員提出議案」の2つがあります。

(※2) 審議の上議決に及ぶものは議案のほか「請願」・「(市長から議会への) 諮問」があります。

「諮問」の例：人権擁護委員法に基づき市長の推薦で法務大臣が委嘱する人権擁護委員候補者の推薦について市長が議会に意見を求める。

(※3) 「執行機関」とは、市長と行政委員＜行政委員会 (教育委員会・選挙管理委員会・公平委員会・農業委員会・固定資産評価審査委員会) の委員と監査委員＞という行政の仕事を行う機関のことで、市職員は執行機関を補助するので「補助機関」といいます。議会用語の「理事者」とは、会議に説明者として出席する市長・副市長・教育長・各部長職の職員・財務課長等をいいます。なお、議会は「議決機関」または「議事機関」といいます。

(※4) 広く市政に関し報告や説明を求めたり疑問をただしたりすることを「一般質問」といいます。

②常任委員会…市政が広範化・複雑化してきたことにより、議案その他必要な議決事項を、本会議の中できめ細かく審議することは困難です。そのため、本会議で付託 (審査を託すこと) を受けた議案を専門的・能率的に審査 (説明を聞き質疑討論調査をし一応の結論を出すこと) する議会の常設機関として、少人数の議員で構成する常任委員会が設けられています。生駒市議会には、4つの常任委員会 (企画総務委員会・市民福祉委員会・環境文教委員会・都市建設委員会) があり、議員は必ずいずれか1つの委員会に所属しています (都市建設委員会は5議員、他は6議員が委員となる)。

③特別委員会…ほとんどの議案は常任委員会で審査されますが、特定の問題や議会が特に必要と認めるときには、特別委員会を設けて調査または審査をすることができます。生駒市議会では、現在、駅前再開発特別委員会・北部地域開発特別委員会・新病院設置等に関する特別委員会・足湯施設新設工事の業務請負契約を調査する特別委員会・生駒市総合計画特別委員会・新病院設置に係る随意契約を調査する6つの特別委員会が設置されています (各委員会8議員)。

④議会運営委員会…議会運営が円滑に行われるよう、議会の運営に関する様々な問題について協議する機関として設けられています (定数10議員)。

⑤全員協議会…市政運営上の重要な問題等について執行機関から説明を受けたり検討したりするため、全議員が集まって開かれる会議です。

08(H20)年の地方自治法の改正 (「議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる。」との条文追加) により、議案等説明会と共に法的根拠を持つものとなったとされています。

⑥議案等説明会…全議員が参加して議案等の説明がおこなわれます。

議案等というのは、議案・請願・市が設置している団体 (土地開発公社・財団法人メディカルセンターなど) の「事業計画報告書」などのことで、人事案件は含まない。

⑦必要に応じて設置されるもの…10(H22)年度まで「議会改革に関する検討会」<07(H19).7設置> (定員7議員) がありました。この検討会には3つの部会 (市民参加・広報部会/行政監視部会/議会活性化部会) が置かれ、全議員が各部会に8人ずつ所属していました。

### (2) 定例会と臨時会

市議会には定期的にかかる定例会と必要に応じて開かれる臨時会があります。臨時会は通常1日で、本会議のみが開催されます。定例会では、20日間ぐらいの決められた一定の開催期間 (本会議の開会日から閉会日までを会期といいます/会期には休会となる土・日曜日、休日も含めます) 中に本会議と常任委員会が開かれ、議案等の審議が行われます。生駒市議会の場合、定例会は年4回開くことになっており、3月、6月、9月、12月に開会されます。本会議と常任委員会は会期中に開催されますが、それ以外の会議のおおよその開催日は次のようです。

○常任委員会…必要があれば閉会中も開会されます。

○特別委員会…会期開始前。

○議会運営委員会…定例は議会招集告示日 (会期開始1週間ほど前) の約1ヶ月前と議会招集告示日の翌々日。必要あれば会期前・会期中の随時。



○全員協議会…定例は定例の議会運営委員会開催日の午後、必要あれば会期中の随時。

○議案等説明会…定例は議会招集告示日当日。

○必要に応じて設置されるもの…閉会中。

## 【2】議会公開

### (1) 傍聴・会議録開示

	傍聴の定員・場所 (注)		会議録	
	直接傍聴 (場所)	間接傍聴 (場所)	作成	開示
本会議	48人 (議場)	63人<音声とモニター映像> (第3会議室)	○	○
常任委員会	12人 (第1会議室)	63人<音声のみ> (第3会議室)		
特別委員会				
議会運営委員会	8人 (第2会議室)			
全員協議会	12人 (第1会議室)			
議案説明会				
必要に応じて設置されるもの	8人 (第2会議室)	×(※)	×	

(注) 議会棟 (議場・会議室などがある) の見取り図 (平面図) が市議会ホームページに記載

(※) 全員協議会・必要に応じて設置されるものは会議録 (全言の記録) は作成されないが、前者では審査結果の記録、後者では議事要約が作成される。

① 会議開催日の公表…定例会 (本会議・常任委員会、それらに向けた議案説明会・議事運営委員会・全員協議会) の日程案は会期開始予定日の約1カ月前の議会運営委員会で決定され、公共施設の掲示板や市議会ホームページなどで公表されます。臨時会やその他の会議の開催日も、その1週間ほど前に市議会ホームページで公表されます。

② 傍聴する場合…市役所5階の受付で、傍聴受付票に住所・氏名を記入するだけで傍聴できます。傍聴の受付は当日の先着順。受付開始時間は午前8時30分。午前8時30分の時点で傍聴希望者が直接傍聴の定員を超える場合は、直接傍聴か間接傍聴の抽選が行われます。直接傍聴及び間接傍聴の定員を超える場合は傍聴できません。抽選が行われたのは06(H18)年3月定例会 (山下市長の初議会) の過去1回です。

③ 会議録開示…本会議と委員会 (常任・特別・議会運営の各委員会) の会議録は市議会のホームページにて開示されています。また、市役所3階の市政情報コーナー、鹿ノ台地区公民館・北コミセン・図書館・中央公民館・コミセン (生駒セイセイビル内)・南コミセンで読むことができます。公式記録としての会議録の作成・開示は各会議終了後2ヶ月ほどでされることになっていますが、実際は4ヶ月後ぐらいになっていますので、公式記録としての会議録が作成・開示されるまで、会議の内容を知るには、

○本会議…市議会のホームページにあるインターネット録画配信を見てください。

○委員会…市議会のホームページにある委員会会議録速報版 (会議録の校閲前原稿) を読んでください。

### (2) 傍聴・会議録以外で議会の動きを知る手段

① 本会議の様態…市議会ホームページにおいてインターネット生中継されます。

② 市議会の動きを伝える『市議会のうごき』が発行・配布されています (バックナンバーを市議会のホームページで読むことができます)。

## 【3】議会はどのように運営されるか (傍聴する場合の留意点)

### (1) 定例会の会期前のおおその進行

① 招集告示日の約1ヶ月前…会期日程が議会運営委員会で決定され、全員協議会で報告されます。

② 招集告示日 (会期開始1週間ほど前) …議案等説明会 (説明のみで質疑等はおこなわれません)

③ 招集告示日の翌々日

○議会運営委員会 (議運) …「一般質問」についての調査 (※1)、議案・請願の取り扱いの協議・決定 (※2)、「理事者 (市長) からの申し入れによる事項」の取り扱いの協議・決定 (※3) などをおこないます。

(※1) 一般質問は定例会で審議される議案等に対する質問は避けることになっているので、そうならないか調査します。また、複数の議員で一般質問が重複する場合は調整します。

(※2) 各常任委員会に付託するかどうかを協議・決定します。議運で付託することに決まった議案を「委員会付託議案」、付託しないで本会議ですぐに審議議決することに決まった議案を「即決議案」といいます。請願は通常、委員会付託することになっています。

(※3) 全員協議会での協議が適当かどうかを協議・決定します。

○全員協議会・議会運営委員会からの「請願」・「議員提出議案」の取り扱いの報告、議会運営委員会において全員協議会での協議が適当と決定された「理事者（市長）からの申し入れによる事項」の協議などをおこないます。

## (2) 定例会の会期中の進行 本会議：午前10時から午後5時

①1日目<(本会議)開会>…本会議で、順に「諸般の報告（閉会中に開催された特別委員会の報告、議長宛の要望書一覧配布など）」・「会期の決定」・「専決処分(※)の承認を求める市長議案」の審議議決・「諮問」の審議議決・市長による「一括市長議案提案理由説明」・4～5人の議員による「一般質問」が主におこなわれ、「専決処分の承認を求める市長議案」以外の議案の審議はありません。

(※) 先決処分とは、本来市長が議会の議決・決定を経なければならない事柄について、地方自治法の規定に基づいて特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるときなどに議会の議決・決定の前に市長自らが処理することと、議会の承認が得られなかった場合でも当該処分の効力には影響がありません。

②2日目<(本会議)再開>…4～5人の議員による「一般質問」のみ

<一般質問する議員の数が15人～16以上の場合、一般質問のみの日が増えます。>

一般質問における議員一人当たりの質問（質疑）時間は30分とされており、執行機関からの応答時間を足すと1人平均50分弱ぐらいになり、本会議は午前10時開始なので「一般質問」のみの日では一般質問する議員の数は午前・午後共に2～3人が目安です。

③3日目<(本会議)再開>…1～5人の議員による「一般質問」の後、順に「即決市長議案」の審議議決・「委員会付託議案」の各常任委員会への付託・「即決請願」の審議議決・「請願」の各常任委員会への付託・「即決議員提出議案」の審議議決・「委員会付託議員提出議案」の各常任委員会への付託

④4日目～最終日…土日も含めて2週間ほど本会議は休会となり、この間、すべての常任委員会がそれぞれ別の日に開催され、「委員会付託議案」・「委員会付託請願」を審査します。また、必要あれば議事運営委員会・全員協議会・特別委員会が開催されます。

⑤最終日<(本会議)再開>…「委員会付託議案」・「委員会付託請願」の審査結果報告が各常任委員会委員長からなされたのち、各「委員会付託議案」・「請願」についての審議・議決が行われます。その際、賛否がすどく別れるものなどについては「反対討論」・「賛成討論」が行われます。議決の結果は、常任委員会の審査結果と同じになることが多いですが、賛否がすどく別れるものについては逆転することもあります。追加の「即決議案」・「委員会付託議案」があれば、前者については審議・議決します。後者については委員会に付託します（この議案は、休会中に開催される委員会が審査を行う「継続審査」となり、次の本会議で審議・議決されます）。

## (3) 予算案・決算認定案

①予算には年度当初から執行される「当初予算」と年度途中で補正・執行される「補正予算」があります。予算の項目は大きい順に「款(かん)」・「項」・「目」となっています(※)。

(※) 10(H22)年度の歳入の例 <款>市税(162億8千万円) <項>市民税(86億8千万円) <目>個人(81億6千万円)

10(H22)年度の歳出の例 <款>民生費(109億8千万円) <項>児童福祉費(51億6千万円) <目>保育所費(8億1千万円)

○款・項の金額変更の必要が生じた場合に「補正予算案」が直近開会の議会に提案されます。

○「当初予算案」は3月定例会で提案・審議されるので3月定例会は「予算議会」とも呼ばれます。

②「決算認定議案」(一般会計と各特別会計ごとの決算の承認を得るためのそれぞれの議案)は、次のように取り扱われるのが先例となっています。

9月議会の最終日に追加議題として提案されたものを、一括議題とし、「決算審査特別委員会」を設置してそれに付託し、継続審査(本会議閉会中に審査する)とし、12月議会で審議・議決(※)する。

(※) 議決には意思決定の内容により、次のような種類があります。

可決・否決…予算・条例・契約・意見書・決議・その他のとき	認定・不認定…決算のとき	承認・不承認…専決処分のとき
同意・不同意…人事案件のとき	採択・不採択…請願のとき	適任・不適任、異議ない旨回答など…諮問のとき

## (4) 5月臨時会

臨時会は必要に応じて開かれるとなっていますが、毎年5月には臨時会が開催され、これは事実上定例化しています。5月の臨時会は「人事議会」とも呼ばれ、「市長提案議案」の審議・議決などもおこなわれますが、人事に関すること(※)が主案件です。

(※) 議会の議長・副議長の選挙、議員の常任委員会の所属変更、議会運営委員会・特別委員会の委員の選任